

「高齢者を守るお助けかわらばん」作成業務委託 企画提案書等作成要領

次のテーマに沿ってチラシデザインを作成すること

1 企画提案競技のテーマ

押し買い（訪問購入）のトラブルに注意

参考事例

いきなり訪問してきた業者が「不用品を買い取る」と言ったが、買い取ってもらう物もなかったもので断った。

断っても「ネックレスなどはないか。売らなくてもいい、鑑定してあげるから見せて」と言われ指輪等の貴金属を見せた。「これは汚れがあり小さいので高く売れない。当社なら高く買い取る」と言われた。貴金属7点を約5,000円で買い取るというので断ったが、長時間居座られ、強引に契約書にアクセサリー 一式と記入され、買い取られてしまった。その後しばらくして冷静になり、5,000円は安いと思うようになった。売ったことを後悔している。

2 留意事項

- (1) 当該「企画提案競技のテーマ」は、契約先候補者選定とその1（5月号）の作成を兼ねるものとする。よって、その1（5月号）は当該企画提案競技で提案された内容に校正を加え、発行する。
- (2) その2（7月号）以降のテーマについては契約後に改めて示すものとし、県からの資料等をもとに契約（受託）者が作成する。
- (3) 内容がテーマに沿っているものであれば、タイトルの変更は構わない。

3 その他

チラシデザインの制作の際に参考にすること。

- ・ 埼玉県県民生活部消費生活課
<https://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/shohi/index.html>
- ・ 埼玉県消費生活支援センター
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0304/index.html>
- ・ 消費者庁
<https://www.caa.go.jp/>
- ・ 独立行政法人国民生活センター
<http://www.kokusen.go.jp/index.html>
- ・ 埼玉県公式マスコット「コバトン」＆「さいたまっち」公式イラスト集
<https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/saitamaken/kobaton/designshu/index.html>

※ 埼玉県マスコット「コバトン」及び「さいたまっち」は県のホームページに掲載されている公式イラスト集の画像を使用し、加工やアレンジは加えないこと。